

令和5年12月



お知らせ版

刈羽村商工会

TEL : 0257-45-2386

FAX : 0257-45-2985

Email : kariwaci@kisnet.or.jp

公式ホームページ

<https://www.kariwa-ci.or.jp/>

今月の主な行事

	内容等	会場等
1日(金)	食品衛生協会 検便	刈羽村産業会館
2日(土)	女性部カルチャー教室	ラピカ
3日(日) ~4日(月)	青年部視察研修	宮城県女川町他
6日(水)	柏崎市商工会と刈羽村商工会との懇談会	荒木屋
8日(金)	女性部忘年会	柏崎市
11日(月)	第5回理事会、行政懇談会	荒木屋
15日(金)	青年部忘年会	ピーチビレッジ刈羽
18日(月)	かしわざき広域ビジネス応援ネットワーク連絡協議会	柏崎信用金庫 本部
28日(木)	仕事納め(年末年始休業1月3日(火)まで)	—

《 新春講演会及び会員新年会開催のご案内 》

今年度の新春講演会及び会員新年会を下記の通り開催します。昨年まで感染症対策として行っておりました会場の席数制限を設けませんが、予約申込制での開催となります。ぜひ、ご参加ください。

1. 新春講演会

- (1) 日 時 令和6年1月20日(土) 15:00~16:30
- (2) 会 場 刈羽村生涯学習センター ラピカ 文化ホール
- (3) 講 師 もりもと さとし 森本 敏 氏 (安全保障スペシャリスト、拓殖大学顧問、元防衛大臣)
- (4) テーマ 「激動の国際情勢と日本の課題」
- (5) 定 員 定員300名 ※定員になり次第締切となります。
- (6) 受講料 無料

2. 会員新年会

- (1) 日 時 令和6年1月20日(土) 17:15~ 新春講演会終了後
- (2) 会 場 荒木屋 (下高町)
- (3) 参加費 お一人様 3,000円
※商工会員のみ参加可。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

3. お申込み・お問合せ

同封の参加申込書により、令和5年12月20日(水)までに商工会へお申込みください

《刈羽村商工会 年末年始休業のお知らせ》

商工会では年末年始の業務を次の通り休業させていただきます。ご不便をお掛けしますが、よろしくお祈りいたします。

★休業日 12月29日(金)～明年1月3日(水)

《 地域振興委員会／刈羽村文化祭出店のご報告 》

11月4日に開催されました刈羽村文化祭に地域振興委員会(小林紀昭委員長)にて、出店協力を行いました。文化祭は二日間開催されましたが出店は11月4日(土)に行い、会員事業所の皆様のご協力により地域産品を活用した商品(さぎえの炊き込みご飯、甘酒、豆腐・厚揚げ、地酒など)を販売しました。当日は、開始早々は晴れ間に見える天候で午後からは雨模様となりましたが、用意した商品をほぼ完売することが出来ました。



《 女性部視察研修のご報告 》

いつも女性部の活動にご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。去る10月29日(日)に女性部視察研修として長野県上高井郡小布施町方面に行ってまいりました。

当日は、朝の集合時間に降っていた小雨も長野に入るとやみ、小布施に到着するころには晴天になりました。小布施町は観光シーズンでどこも混みあっており、休憩を予定していた喫茶店は入店1時間半待ち(!)とのことで、急きょスケジュールを変更し、「北斎館」を先に見学しました。小布施にゆかりのある葛飾北斎の技術を様々な角度から学ぶことができました。「北斎亭」にて昼食をとった後、国の重要指定文化財の薬師堂がある「浄光寺」へ。石畳の階段の上り下りは大変でしたが、建立600年の荘厳さを肌で感じることができました。見学が予定より早くすんだため、近くの「岩松院」にも立ち寄り、小林一茶、福島正則らゆかりの小寺であり、有名な北斎の天井絵「八方睨み鳳凰図」の解説を聞くことができ、予定外ではありましたが、有意義に過ごすことができました。

芸術文化と歴史にふれることができた視察研修となり、この経験を今後の活動に活かしていきたいと思っております。



《新潟県の最低賃金が改正されています》

新潟県の最低賃金が10月より改正されております。ご確認をお願いいたします。

	旧 時間額	新 時間額	効力発生 年月日
新潟県内の事業場で働く すべての労働者	890円	931円	令和5年 10月 1日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	936円	965円	令和4年 12月28日
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売する 百貨店、総合スーパー等)	890円	931円	令和5年 10月 1日
自動車(新車)、 自動車部分品・附属品 小売業	936円	961円	令和4年 12月29日

※次の賃金は対象になりません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《経営安定セミナー（長岡会場）開催のご案内》

新潟県商工会連合会では経営安定特別相談事業の一環として、下記のとおりセミナーを開催します。本セミナーでは、原材料価格の高騰等の社会経済活動の変化への対応に苦勞されている経営者等を対象に、価格転嫁を実施した事例から効果的な対策方法について学びます。受講料は無料ですので、ご利用ください。

- (1) 日 時 令和6年1月30日(火) 13:30~15:40
- (2) 会 場 オンライン (Zoom)
- (3) 講 師 ミナト経営株式会社 代表取締役 中小企業診断士 田内孝宜 氏
- (4) テーマ 「勝ち残る人は知っている！原材料高騰の影響を受けている事業者必見！！
価格転嫁」の基本と極意
- (5) 定 員 50名(定員になり次第締め切らせていただきます)
- (6) 申込・お問合せ
新潟県商工会連合会 長岡支所 (Tel 0258-21-0688 Fax 0258-21-4333)

※詳細については、別添セミナーチラシをご覧ください。

《無料法律相談会のお知らせ（予告）》

新潟県商工会連合会では、経営改善普及事業の一環として、小規模事業者等を対象に嘱託専門指導員による指導を実施しております。この度、下記の通り当商工会で無料法律相談会が開催されますので、ご利用ください。なお、相談は無料ですが事前の申し込みが必要ですので、お申し込みの際は商工会へご連絡ください。

- 期 日 : 令和6年1月22日(月) 10:00~12:00
(相談時間は、1組 30分までとさせていただきます。)
- 会 場 : 刈羽村産業会館 会議室
- お問合せ等 : 刈羽村商工会 Tel 0257-45-2386 へ申込みください。
- 相談員 : 高橋 信行 弁護士

《創業相談会（12月開催）のお知らせ》

新潟県商工会連合会では、創業を予定している方や創業して間もない方を対象に、「創業相談会」を毎月開催しております。創業計画や開業資金などの創業に関する様々な問題についてのご相談に対応しておりますのでご活用ください。12月開催は以下の日程となっております。

- ◆新潟県商工会館（新潟県庁近く）： 5日（火）、12日（火）、19日（火）、26日（火）
- ◆長岡支所（長岡インター近く）： 6日（水）、22日（金）
- ◆時間： 各相談日とも午前10時から正午までのうち、お1人様1時間程度。
- ◆申込： 事前にお電話で各会場にご予約ください。

- ◆新潟県商工会連合会 広域指導センター ☎025-283-1311（新潟市中央区新光町7-2）
- 〃 長岡支所 ☎0258-21-0688（長岡市新産2-1-4 長岡新産管理センタービル）

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり**350万円以内**

【金利】 年2.25% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円（所得132万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方」は年1.85%

（令和5年10月2日現在）

【ご返済期間】 **18年以内**

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保証】（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）

詳しくは、HP（「国の教育ローン」で検索）または教育ローンコールセンター（0570-008656（ナビダイヤル）または（03）5321-8656）までお問い合わせください。



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日9:00~17:00

Be a Great Small. 中小機構